

鳥取大学附属学校給食センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学附属学校給食センター規程（平成16年鳥取大学附属学校部規則第16号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づき、鳥取大附属学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 鳥取大学附属学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- 二 給食センターの予算、決算に関すること。
- 三 その他給食センターに関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 規則第4条第1項に規定する給食センター長及び主任
- 二 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校並びに附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の長、副校長、副園長及び教務主任

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、給食センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した者がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 学校給食実施について、専門事項を調査検討するため委員会に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、附属学校の栄養教諭及び給食指導担当教員をもって充てる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、附属学校部事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て給食センター長が定める。

附 則（平成16年鳥取大学附属学校部規則第17号）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年鳥取大学附属学校部規則第11号）

この規程は、平成18年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学附属学校給食センター運営委員会規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年鳥取大学附属学校部規則第7号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年鳥取大学附属学校部規則第3号）

この規程は、平成20年2月19日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成24年鳥取大学附属学校部規則第4号）

この規程は、平成24年9月25日から施行する。